



就職を目指す、障がいのある方へ。

あなたの「働きたい」に応えます

訓練生募集！

パソコン研修



仕事でよく使われるパソコンの研修を個々のスキルや希望に応じて行い、スキルの習得、定着をサポートします。

コミュニケーション訓練



職場で必要となる対人間関係を円滑に築くためのコミュニケーション力をグループワーク訓練等によって養います。

ビジネスマナー研修



就職してから必要になるビジネスマナーを実践を交えながら身につけていきます。

就活研修（模擬面接）



面接日が近づいてきた方や希望する方に模擬面接を実施します。応募書類の書き方についても丁寧に添削しながら学べます。

1 全国平均を大きく上回る就職者数！

1事業所当たりの就職した方の全国平均は、1.1名（注1）。全国にあるウイングルの就労移行支援事業所（開所1年を経過した事業所）は、1年間で平均20.1名の就職者を輩出しております。（平成22年度の実績）

2 平成22年度は153名の就職を実現！

平成22年度はウイングルの就労移行支援事業所経由で153名の方が就職されました。今後も引き続き、障がいのある方がご自身にあう仕事に就けるように全力で支援していきます。（平成23年度は10月末現在200名以上の方が就職決定しています。）

3 企業目線で体系化された実践重視のカリキュラム

障がいのある方一人ひとりの「個別支援計画書」を作成します。就職するために克服するべき課題、伸ばすべきスキルを明確にし、就職した時に即戦力となるため、パソコン中心の「PC訓練」、事務系中心の「事務訓練」、作業系中心の「作業訓練」、グループワーク、ビジネスマナー講座、お客様受付対応、進捗状況報告の仕方、面接訓練、企業実習などの訓練を構築していきます。

（注1）全国平均の算出方法は次の通り。1事業所当たりの就労者数は、就職者総数（2000人）をWAM-NETに掲載されている社会福祉事業所情報平成23年3月現在における全国の就労移行支援事業所の総数（1832事業所）で割る。就職者総数を2000人とした根拠は厚生労働省「社会福祉施設等調査（平成21年）第95巻「自立訓練（技能訓練、生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）事業所の退所者数、退所理由別」における就職による退所者数が1801人だったことに基づく。

事業所一覧（関西エリア）

ウイングルの事業所は全国にごさいます。まずはお近くのウイングルにお問い合わせください。

ウイングル神戸センター（JR神戸駅）
TEL：078-366-6205 FAX：078-366-6208
ウイングル大阪天王寺センター（天王寺駅）
TEL：06-6636-8520 FAX：06-6636-8521

ウイングル尼崎センター（JR尼崎駅）
TEL：06-6494-8900 FAX：06-6494-8850

ウイングル大阪梅田センター（JR大阪駅）
TEL：06-4797-3788 FAX：06-4797-3789

□ 就労移行支援事業所とは？

当センターは、障がいのある方が就職を目指して就労訓練を行う障がい福祉サービス事業所です。
私たちは、みなさま一人ひとりの『働きたい』をサポートします。※職業紹介事業所ではありません。

□ 精神障がいや発達障がいでお悩んでいます

自閉症・アスペルガー等の発達障がいでお悩みの方、総合失調症・うつ病・気分障がい等の精神障がいでお悩みの方にも、
数多くご利用いただいております。また、ご家族・支援者の方等、周囲の方からのご相談も承っております。

□ 障害者手帳を持っていない場合でも、サービスを受けることはできますか？

手帳をお持ちでない方についても自立支援医療等と同様の基準でサービスを受けることが出来ます。詳しくはお電話やメールにてお問い合わせください。

□ 就職された方はいますか？

平成 22 年度は 153 名の方が就労されました。（平成 23 年度は 10 月末現在 200 名以上の方が就職決定しています。）
全国で就労移行支援事業所を展開しているウイングは、更なる就職者創出を目指してサポートいたします。

□ サービスの利用料金について知りたいです

サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）は、全体の 1 割となりますが、世帯収入に応じて利用者負担上限額が適用されます。
当事業所実績では 9 割以上の方が、ご負担なくご利用頂いております。
障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の 4 区分に負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス料に関わらず、それ以上の負担は生じません。※負担上限月額はお住いの地域によって異なる場合があります。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得	市町村民税非課税世帯（注 2）	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万円（注 3）未満） ※入所施設療養者（20 歳以上）、グループホーム・ケア ホーム利用者を除きます。（注 4）	9,300 円
一 般 2	上記以外	37,200 円

（注 2）3 人世帯で生涯基礎年金 1 級受給の場合、収入がおおむね 300 万円以下の世帯が対象となります。

（注 3）収入がおおむね 600 万円以下の世帯が対象となります。

（注 4）入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。

所得を判断する際の世帯の範囲は以下の通りです。

種別	世帯の収入状況
18 歳以上の障がい者 ※施設に入所する 18・19 歳を除く	障がいのある方とその配偶者
障がい児 ※施設に入所する 18・19 歳を除く	保護者の属する住民基本台帳 での世帯

□ 障がい福祉サービスを利用したいのですが、どうすればいいですか？

まずは一度お電話かメールにてご連絡ください。事業所見学やご説明、体験実習等からご案内いたします。

見学・ご利用等ご希望の方は、まずはお電話・メールにてお気軽にお問い合わせ下さい！

